

秩父市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下「庁舎等」という。）の余裕部分（以下「貸付物件」という。）を貸付けする方法により飲料水等の自動販売機を設置させる場合の取扱いについて、秩父市財産規則（平成17年秩父市規則第59号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付物件の基準等)

第2条 貸付物件の貸付けに当たり、庁舎等内における貸付場所、貸付面積、自動販売機の種類及び台数については、市長が定める。

2 前項の規定により定める貸付面積は、法第238条の4第2項の規定に基づき、庁舎等の用途又は目的を妨げない面積を限度とする。

(貸付けの相手方の選定)

第3条 貸付けの相手方は、一般競争入札（以下「入札」という。）又は公募型見積合わせ（以下「公募」という。）を行い選定するものとする。この場合において、最低貸付料を定めるものとする。

2 前項の入札又は公募の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、他の方法により貸付けの相手方を選定することができる。

(貸付契約)

第4条 貸付けの相手方となる自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）を決定したときは、設置事業者との間で貸付契約を締結するものとする。

2 貸付契約を締結するときは、設置事業者に対し、貸付期間中における貸付物件の用途を「自動販売機の設置場所」に指定するものとする。

3 前項の規定により指定した用途の変更は、行わないものとする。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は5年以内とし、貸付期間の更新は行わないものとする。

(貸付料)

第6条 貸付料は、第3条の規定に基づき、入札又は公募によって決定される貸付期間中の総額（以下「期間総額」という。）又は売上金額に応じた料率（以下「売上料率」という。）によるものとする。

(貸付料の納付)

第7条 期間総額で定められた貸付料は、貸付期間中の年度ごとに分割し、市長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 売上料率により定められた貸付料は、月ごとの売上金額に料率を乗じて得た額を、当該月の翌月の市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(売上報告)

第8条 設置事業者は、貸付契約に係る自動販売機の毎月の売上金額を、市長が指定する期日までに報告しなければならない。ただし、貸付料を期間総額により定めた場合の売上金額の報告の方法等については、別に定めることができる。

(電気料等)

第9条 貸付契約に基づき設置した自動販売機の電気料は、設置事業者の負担とする。

2 庁舎等の電源から自動販売機までの配線に要する経費及び自動販売機を設置することにより庁舎等の電源の改修等が必要となる場合の当該経費は、設置事業者の負担とする。

(延滞金)

第10条 設置事業者が、貸付料又は電気料をその納付期限までに納付しないときは、秩父市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（平成17年秩父市条例第71号）の規定により計算した金額を延滞金として徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(現状変更等の禁止)

第11条 設置事業者は、貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 設置事業者は、貸付物件の賃借権を譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならない。

(遵守事項)

第12条 設置事業者は、貸付物件を第4条第2項により指定した用途に供するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。
- (2) 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理を行うとともに、自動販売機、

回収ボックス及び自動販売機周辺を清潔に保ち、庁舎等の美化推進に協力すること。

- (4) 関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく届出、検査等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するに当たって、据付面を十分に確認した上で安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (6) 自動販売機に伴う事故については、市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- (7) 商品等の盗難及び破損については、市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- (8) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。